



2019年 5月 第82号

産業文化通信

JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

Tel. : 03-3525-4838



新緑がまぶしい季節となりました。今年は天皇陛下の退位及び即位に伴い、元号が平成から令和へと変わり、正に新たな時代が始まる節目の年となりました。

日本の外国人受入れにつきましても、新たな在留資格が創設され、今年は大きな節目の年となりそうです。

実習生の残業時間について

4月1日から労働法が改正され（通称：働き方改革）年5日間の年次有給休暇取得の義務化がスタート致しました。実習生も労働法適用の対象となりますので、有給管理簿を作成の上、管理をお願い致します。

また、実習生の残業時間は、企業毎に労働基準監督署へ提出されている36協定で定めた範囲を超えないよう、注意をお願い致します。

新規加入組合員ご紹介

新たに JCI 産業文化協同組合に5社が組合員として加入されました。宜しくお願い致します。

- (新組合員)
- 株式会社武田鉄工所
 - 株式会社ウスイ
 - CMCK 有限会社
 - ミヤコ樹脂工業株式会社
 - 株式会社恒和工業

(順不同)

特定技能1号での外国人労働者受入れについて

4月1日以降開始されました、新たな在留資格【特定技能1号】受入れに向け、組合も登録支援機関の登録申請を提出致しました。

許可までにかかる時間は未定ですが、早ければ6月頃には登録支援機関としての許可が下りるのではないかと見込んでおります。

日本で3年間の実習を満了した実習生は、実習職種・作業が適合していれば【特定技能1号】として、引き続き5年の在留が可能となります。

但し、受入れ企業側の事業内容(産業分類)が範囲に適合していない場合は、引き続き同じ会社で延長をする事ができなくなります。(他職種、同職種であれば延長可の場合あり)

※実習生の実習職種 と 会社の事業内容(産業分類) が必ずしも一致しておりませんので、注意が必要です。

詳しくは、各産業分野の管轄省庁へ問い合わせの上確認頂けます。